



## 《会計・税務の知識》 特定同族会社の留保金課税

### はじめに

平成29年10月に実施された衆議院選挙において、小池都知事が立ち上げた希望の党が、消費税増税凍結の代替財源として、内部留保課税を選挙公約に掲げたことが大きな話題となりました。

法人税においては従来から、内部留保課税については定めがあります。本稿では、この「特定同族会社の留保金課税」について確認していきます。

### 1. 留保金課税の背景

通常、会社から配当を受けると個人には超過累進税率による所得税、加えて住民税が課税されます。この場合、オーナー一族が経営を支配するような会社では、個人の税負担を避けるため、利益を配当に回さず、会社に留保する傾向があります。

そこで、配当を受ける場合との課税の公平を保つため、一定額を超えた留保所得に対して追加的に法人税を課すこととされています。

### 2. 留保金課税の対象法人 ～「特定同族会社」

会社の株主等の1人とその同族関係者（注）がその会社の発行済株式総数又は総議決権の50%超を有している会社をいいます。

（注）同族関係者

- ・親族（配偶者、6親等の血族、3親等の姻族）
- ・事実上婚姻関係にある者
- ・個人的な使用人
- ・その株主から受ける金銭等で生計維持する者
- ・その株主等が支配する他の会社

### 3. 留保金課税の適用除外

特定同族会社であっても、中小企業の財政基盤強化の観点から、資本金1億円以下（資本金5億円以上の法人の100%子会社を除く）は除外されています。

### 4. 留保金課税の計算

#### （1）留保所得金額

＝所得等の金額－社外流出額

#### （2）留保金額

＝留保所得金額－法人税・地方法人税・住民税額

#### （3）課税留保金額

＝留保金額－留保控除額（注）

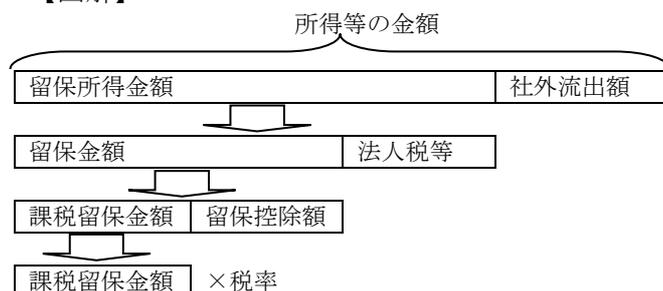
（注）次の3つのうち最も多い金額です。

区分	留保控除額
① 所得基準額	所得等の金額×40/100
② 定額基準額	2,000万円×当期の月数/12
③ 積立金基準額	期末資本金額×25/100－期末利益積立金額

#### （4）留保金額の税率

課税留保金額（年額）	税率
3,000万円以下	10%
3,000万円超1億円以下	15%
1億円超	20%

#### 【図解】



### おわりに

掲記の通り、法人税で定められている留保金課税は、経営と所有が一体となったオーナー系企業、中でも（資本金1億円超という）比較的大きな会社を対象とした追加課税です。

これに対して、希望の党が主張した内部留保課税は、業績が2017年度も過去最高益を更新する勢いながら、利益を賃金や投資に回さず社内に留保する（上場）大企業を意識しており、その趣旨は異なります。また、内部留保といっても、フローかストックか、会計上の利益剰余金か、現預金として留保されたものか等の議論も曖昧なまま、自民党圧勝の結果を受けて立ち消えとなりました。

一方、金融庁は、コーポレートガバナンスコードの一環として、企業の手元資金を成長投資へ活用するための指針作りに取り組む動きを示しており、税務のみならず、今後も内部留保を巡る動きには目が離せないようです。（担当：竹内）